論点④　加算の趣旨・目的やその取得状況等を踏まえた加算の見直し

論点④

（退所支援等に係る加算について）

■ 退所前訪問相談援助加算、退所後訪問相談援助加算、退所時相談援助加算、退所前連携加算及び在宅復帰支援機能加算は、一定期間以上介護老人福祉施設に入所していた者が、在宅での生活に円滑に移行するための相談援助等を評価するものだが、これらの加算は算定率が低く、また、評価する行為に係る時期等は異なるものの、その趣旨・目的が類似するところ、これらの加算のあり方についてどう考えるか。

（介護老人福祉施設の機能・役割を踏まえた加算のあり方について）

■ 在宅・入所相互利用加算は、在宅生活を継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を行いつつ、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて介護老人福祉施設の個室を計画的に利用することを評価するものだが、当該加算は算定率が低く、また、制度創設後相当期間が経過し、在宅生活の継続という観点では、短期生活入所介護の活用が進んでいる。

■ 小規模拠点集合型施設加算は、小規模な居住環境におけるケアの提供を評価するものだが、当該加算は算定率が低く、また、制度創設後相当期間が経過し、個別のケアの推進という観点では、地域密着型サービス及びユニットケア等が一定程度定着している。

■ このような状況を踏まえ、これらの加算のあり方についてどう考えるか。

対応案

■ 退所支援等に係る加算について、算定事業所が少なく、趣旨・目的が類似することを踏まえ、退所前訪問相談援助加算、退所後訪問相談援助加算、退所時相談援助加算、退所前連携加算及び在宅復帰支援機能加算については統合・整理してはどうか。

■ 在宅・入所相互利用加算及び小規模拠点集合型施設加算については、算定事業所が少なく、また、制度創設当初の目的は他のサービスによって対応されていると考えられることから、当該加算を廃止してはどうか。

■ なお、算定事業所の経営への影響を勘案し、１年の経過措置を設けてはどうか。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.38 より抜粋

退所支援等に係る加算の概要

○　介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護には、施設退所時の相談援助、関係者への情報提供等に関する類似の加算がある。

加算名	趣旨	算定要件
退所前訪問相談援助加算 （平成24年度に創設＊） （＊）平成12年当初から「退所前後訪問相談援助加算」として設けられてたが、平成24年度介護報酬改定において、「退所前訪問相談援助加算」と「退所後訪問相談援助加算」に分割された	特養等に一定期間以上入所していた者が、在宅での生活に円滑に移行するための相談援助を評価するもの	入所期間が１月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員等（※１）が、退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等（※２）について相談援助を行った場合（※３） ⇒ **460単位／回**（※４） ※１　介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者 ※２　居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス ※３　退所後に他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときを含む ※４　入所中１回または２回まで
退所後訪問相談援助加算 （平成24年度に創設＊）		入所者の退所後30日以内に居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合（※５） ⇒ **460単位／回** ※５　退所後１回まで
退所時相談援助加算 （平成12年度創設）	特養等に一定期間以上入所していた者が、在宅での生活に円滑に移行するための相談援助を行い、かつ関係機関への情報提供を評価するもの	入所期間が１月を超える入所者が退所し、居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合に、退所時に入所者・家族等に退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ退所日から2週間以内に市町村及び老人介護支援センターに必要な情報を提供した場合（※６） ⇒ **400単位／回**（※７） ※６　退所後に他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に介護状況の文書を添えて情報提供等を行った場合も含む ※７　入所者１人につき１回まで
退所前連携加算 （平成15年度創設）	一定期間以上入所していた者が、在宅での生活に円滑に移行するための相談援助を評価するもの	入所期間が１月を超える入所者が退所し、居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合に、退所に先だって当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、介護状況を示す文書を添えて居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 ⇒ **500単位／回**（※８） ※８　入所者１人につき１回まで
在宅復帰支援機能加算 （平成18年度創設）	施設入所者が在宅での生活に円滑に移行するための調整を評価するもの	入所者が在宅へ退所するに当たり、以下のいずれにも適合する場合 ・入所者の家族との連絡調整を行っていること ・入所者が利用を希望する居宅介護支援事業所に対し、居宅サービスに必要な情報提供・サービス利用を調整 ⇒ **10単位／日**

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.36 より抜粋